再び消費税の話を
―ブルースリー物語に代えて―

帯広市医師会
帯広中央病院
吉田（よしだ）　貢（みつぐ）

北海道医報７月号の指標に消費税に関しての藤原論説が掲載された。消費税の歴史から始まり、医療機関における消費税の話が網羅されており、消費税の分かりにくさがよく分かる貴重な資料となった。

消費税の問題点は、小生も2023年の２、４、６月号の「会員のひろば」で述べさせていただいたが、藤原論説を読んだ後で改めて読み直すと、消費税導入の際に医師会がとった対応の話に訂正が必要となった。

また執筆時に「ゼロ税率」なる言葉を知らなかったため、分かりづらい説明になってしまっている。

そこで今回は、ブルースリー物語の最終回を中止して、再び消費税の話を、病院などの医療機関における問題点に絞って、述べることを御許し願いたい。

医療機関における消費税の問題とは、兎にも角にも、仕入れ時に支払った消費税を回収できず、大損しているということに尽きるだろう（損税）。

消費税を回収するとはどういうことかと言うと、例えば１億円の医療機器を購入した際に消費税を１千万円支払ったとしよう。もし患者さんから消費税をいただいているならば、病院が政府に納める消費税は、患者さんからいただいた消費税から、仕入れで支払った消費税の１千万円を引いた額でいいので、仕入れで支払った１千万円の消費税を回収できるのである。これを消費税の「仕入税額控除」と呼ぶ。

以上のように、消費者から消費税をいただく場合は、仕入れの際に支払った消費税を回収できるので、消費税で損をすることはない。そのような取引を「課税取引」と呼んで、課税取引を行う事業者を「課税事業者」と呼ぶ。

しかし、医療機関における社会保険診療は、患者さんから消費税をいただかない「非課税取引」なので「仕入税額控除」ができず、結果、仕入れで支払った消費税１千万円を取り戻すことができないのである。この損をした１千万円は「控除対象外消費税」と呼ばれる。もちろん、仕入れがほとんどいらないビジネス、例えば藤原論説にあるような、金融取引、土地の譲渡、教育などは「非課税取引」であっても、消費税で損をすることはない。

消費税の導入に際して医療機関の社会保険診療が「非課税取引」となれば、患者さんは病院を受診しても消費税を払う必要がなく、患者さんの負担増がなくて良い話だと思ったのだが、その裏には、仕入れで支払った消費税を病院側が負担しなければならない「損税」という、大きな落とし穴があったのだ。

藤原論説では「日本医師会は、非課税とゼロ税率との違いを十分理解できていなかったものと思われる」と簡単にスルーしているが、医師会どころか、多くの人が知らないはずで、小生も知らなかった。

では「ゼロ税率」とは何の話だろう。

その前に、もう一度確認するが、消費税で損をしないためには、医療機関も消費税の「課税事業者」となって、患者さんから消費税をいただくしかないのである。ただ、現実問題として、今さら患者さんから10％の消費税をいただくことは難しい。

ここで藤原論説の出番となる。実は患者さんから「ゼロ円」の消費税をいただけば、仕入れで支払った消費税を控除できる仕組みがあり、それが「課税取引」における消費税の「ゼロ税率」なのである。

お役所用語なので言葉遊びのようだが、「非課税取引」で消費税をいただかないのと、「課税取引」で「ゼロ円」の消費税をいただくのとでは、事業者側にとっては致命的な違いがある。「ゼロ税率」の場合は「課税取引」であるので、仕入れの際に支払った消費税は「仕入税額控除」が適用されるからだ。

ただし、「ゼロ税率」の際の「仕入税額控除」は、消費者の支払う消費税がゼロ円なので、前述した、引き算の方法ではできない。そこで「ゼロ税率」の場合、仕入れで支払った消費税を「控除対象消費税」とし、通常は還付金として国から支払われている。

「ゼロ税率」の代表は輸出取引である。

例えば、海外で販売した自動車の消費税はゼロ円なので、国は自動車会社に対して、仕入れで支払った消費税の還付金として、2023年度はトヨタ自動車一社だけで６千億円が、国から支払われている。

日本の輸出大企業30社に対する、消費税の還付金の総額は2.7兆円にもなっていた。

一方、社会保険診療は消費税の「非課税取引」なので、医療機関には、仕入れで支払った消費税に対する還付金が一切ないのである（涙）。

財務省は、仕入れの消費税分は診療報酬のアップで補填していると述べているが、藤原論説によると５割を超える病院で補填不足が生じており、何よりの問題点は、消費税で得している病院と損している病院との二極分化が生じていることであろう。

そのような問題が判明する以前から、日本医師会は日本政府に対して、診療報酬と消費税とは、本来全く別の話であるので、診療報酬の上乗せではなく、医療機関も輸出取引のように「ゼロ税率」を適用し、仕入れで支払った消費税は還付金で戻していただきたいとお願いしているのだが、そうすると国の実質的な負担額が大幅に増加してしまうので、財務省の承認が得られる見通しはたっていない。

最後に、ブルースリー物語も含め、小生の拙文のご高覧、誠にありがとうございました。（終）